

平成 30 年 9 月 18 日

株主の皆さまへ

株式会社北越銀行

単元未満株式の「買増制度」及び「買取制度」についてお知らせ

当行と第四銀行は、平成 30 年 10 月 1 日に経営統合し、新たに株式会社第四北越フィナンシャルグループを設立する予定です。

この統合に伴い、当行の株式は平成 30 年 9 月 26 日をもって上場廃止となり、株式会社第四北越フィナンシャルグループの株式が平成 30 年 10 月 1 日に新規上場となります。つきましては、株主さまが所有されている当行株式 1 株に対し株式会社第四北越フィナンシャルグループ株式 0.5 株が自動的に割当て交付されます。

株式割当等により、単元未満（1～99 株）となる株式をご所有の株主さまにおかれましては、株式会社第四北越フィナンシャルグループ設立の後も、単元未満株式を 1 単元（100 株）となるよう買増ししていただく「買増制度」や、単元未満株式を買取りさせていただく「買取制度」をご利用いただくことが可能でございます。

ただし「買増制度」につきましては、株式会社第四北越フィナンシャルグループの設立事務手続き上、平成 30 年 10 月 1 日から一定の期間はご利用できなくなりますので、何卒ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

「買増制度」がご利用いただけるようになりましたら改めてお知らせいたします。

買取制度・買増制度につきましては、こちらをご覧ください。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】（平日 9：00～17：00）

三菱UFJ信託銀行 証券代行部 フリーダイヤル 0120-232-711